

令和2年改正後の登録意匠速報（2）

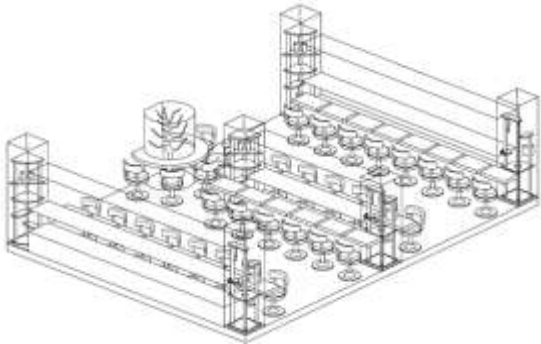
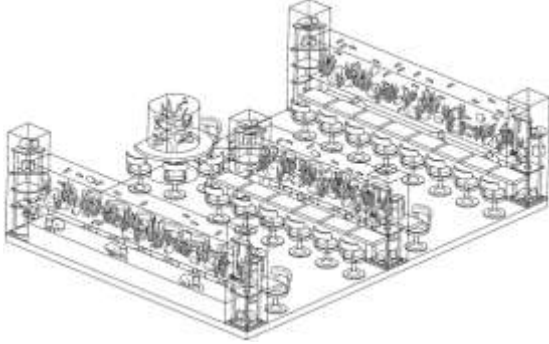


2020年12月29日

0. はじめに

令和2年4月施行の意匠法改正では、意匠の範囲が拡大されました。今回は、前報告後に登録となったもののうち、建築物、内装、画像及び組物の意匠について紹介します。これからも随時興味深い登録例がありましたら紹介します。

1. 内装の意匠の紹介

【登録番号】 第1673487号	【出願日(登録日)】 2020/4/1(2020/11/9)	【意匠に係る物品】 コーワーキングスペース用内装
【権利者】 個人	【創作者または創作者居所】 同左	
【斜視図】	【使用状態を示す参考斜視図】	
		

.....(全14ページ).....

※こちらの資料の詳細版をご希望の方はお気軽にご連絡ください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 0 6 - 6 3 5 1 - 4 3 8 4 (代表)
- ・ TEL (東京) : 0 3 - 3 4 3 3 - 5 8 1 0 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

